

資料－２

令和４年１２月２０日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

浮魚礁敷設承認申請について（協議）

浮魚礁敷設申請書



令和4年11月17日

奄美大島海区漁業調整委員長 殿

大島郡与論町茶花 241-4

与論島漁業集落

代表 鬼塚 寿文



奄美大島海区漁業調整委員会指示 28-1 号の 1 (1) の規定により、浮魚礁の敷設承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請の理由

中層魚礁設置により漁獲の増大と漁業の振興を図る。また、魚礁浮体部に*1 設置者名・連絡先を表示し、異常が認められたときは速やかに復旧する。

*1 事務所を与論町漁協内とする。

設置後は管理運営状況等の様式により報告する。定期的に点検し、故障等があればすぐに修理を行う。また集落構成委員に操業時の状況確認。帰港時の報告をさせる。

2 浮魚礁敷設位置

水 深：80～100m

世界測地系：北緯 27° 01' 323"、東経 128° 28' 876"

世界測地系：北緯 27° 00' 159"、東経 128° 30' 000"

3 浮魚礁の種類及び構造

中層型浮魚礁

4 浮魚礁の敷設期間

令和4年12月以降（奄美海区漁業調整委員会承認後から）

5 対象魚種

マグロ類、サワラ、シイラ、カツオ

6 操業の方法

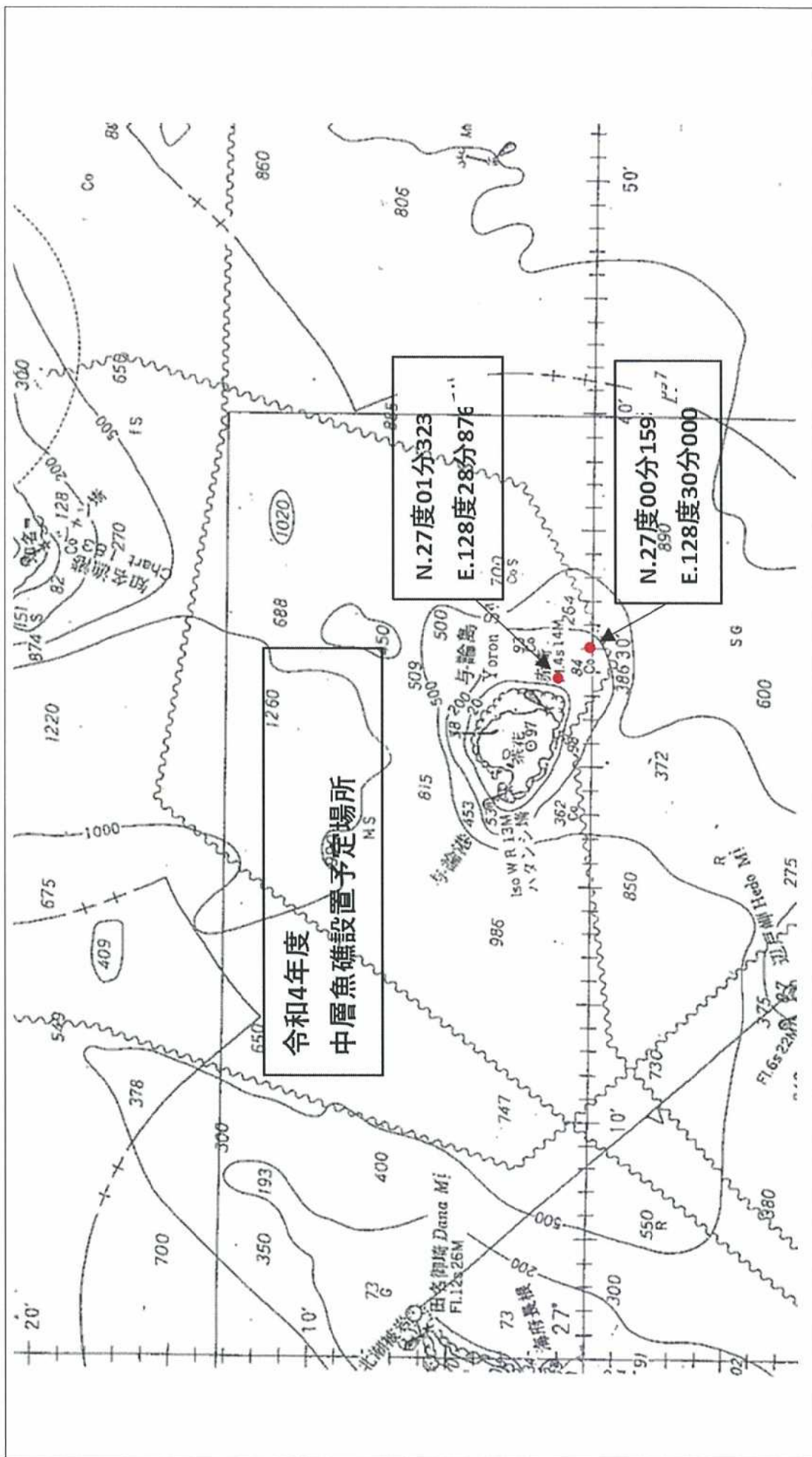
一本釣り、曳き縄

7 操業者数及び操業隻数

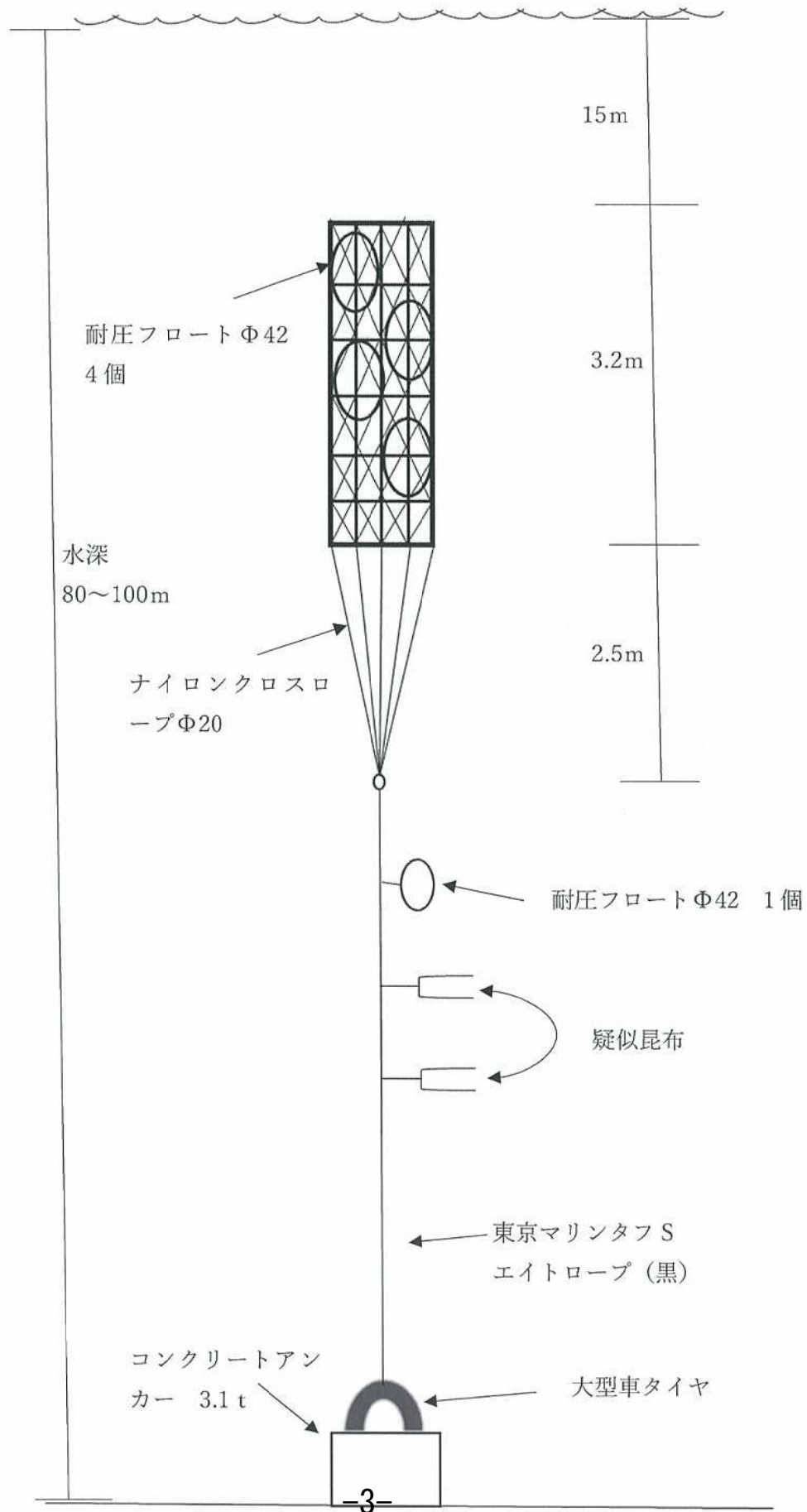
*2 約 100 名 ・ 約 60 隻

*2 年度ごとに世帯員の入替があるため

令和4年度敷設予定中層魚礁位置図



令和4年 設置予定の中層魚礁図 水深100m



与論島漁業集落における浮魚礁の管理体制

与論島漁業集落が敷設する中層魚礁の管理体制及び管理責任については、以下のとおりとする。

1 管理組織

- ① 中層魚礁管理責任者（以下「管理責任者」という。）
（職務）敷設した浮魚礁の管理監督を行い、その責任を負う。
管理責任者 与論島漁業集落代表者 鬼塚 寿文
- ② 中層魚礁管理担当者（以下「管理担当者」という。）
（職務）管理責任者が任命し、管理等に係る実務を行う。
管理担当者 山下 登
- ③ 与論島漁業集落構成員（以下「構成員」という。）
（職務）中層魚礁の状況等について、適宜、管理担当者への報告を行うと共に、指示を受け適正な管理に努める。
漁業集落構成委員 100名

2 管理体制

構成員が、中層魚礁を利用して操業する際は、中層魚礁の状況について必ず確認する。
その際に、流失・破損等の異常を発見した場合は、別紙「事故発生時の対応フロー」に従い対応する。

3 中層魚礁流出防止事項

- ・ 中層魚礁管理担当者は日常点検として、中層魚礁を利用する集落構成員を通じ、異常を確認した場合は速やかに管理責任者へ報告を行う。

4 流出後の対応

流出が生じた場合は、目視及びレーダーにて探索を行い、直ちに魚礁を回収するよう努める。
併せて、速やかに管理責任者、海上保安庁、与論町役場他関係機関に報告する。

5 浮魚礁設置の効果

沿岸漁場に中層魚礁を設置し、好漁場を形成することで、漁獲量の増大及び燃料費、作業時間の削減を図られ、漁業の再生が促進される。

6 浮魚礁に係る管理責任及び第三者への損害発生時の補償等

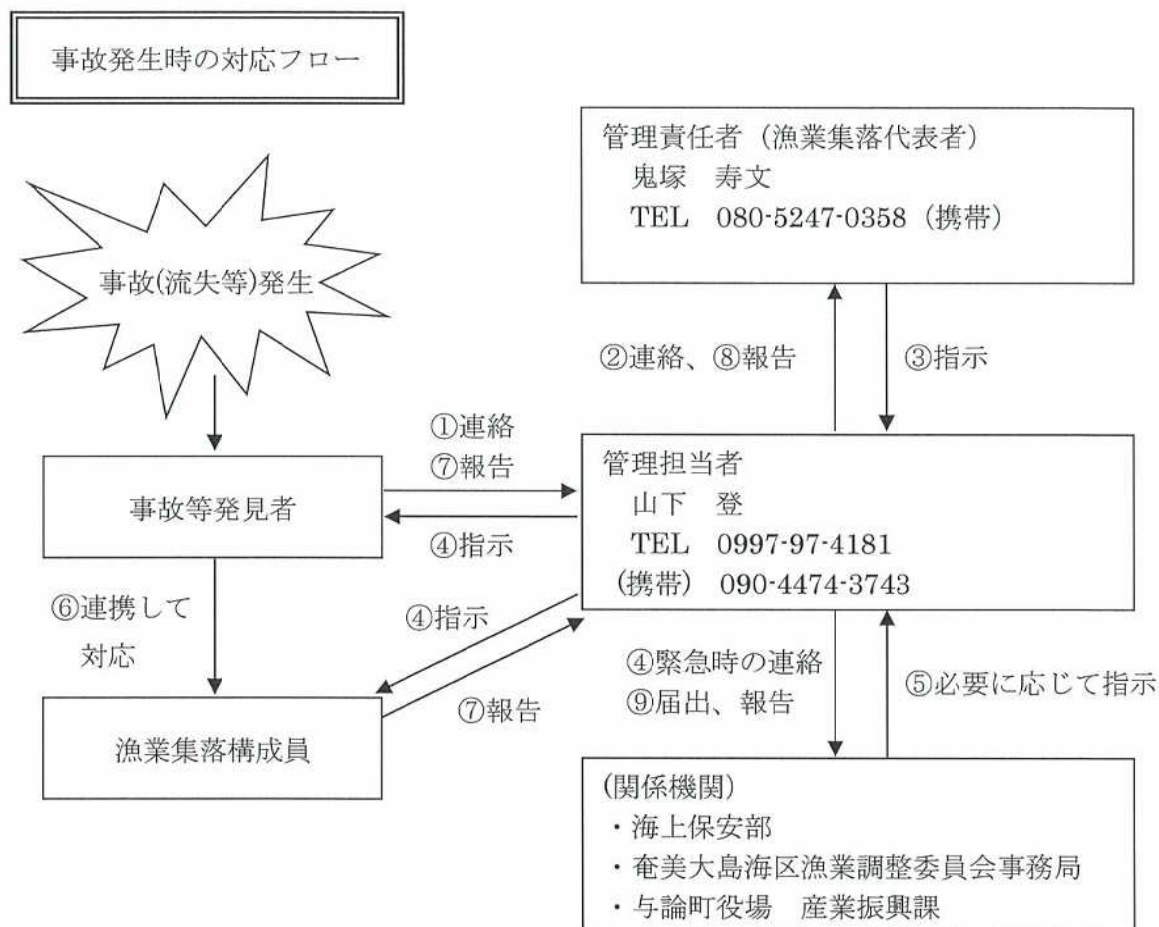
当該魚礁については、敷設期間中は、管理責任者及び構成員が責任をもって維持管理し、耐用年数5年を経過した後は、責任をもって回収、処分するものとする。

また、敷設期間中、当該魚礁が原因となる事故により、第三者に損害を与えた場合は、管理責任者及び構成員が、その損害について責めを負うものとする。

令和4年11月17日 与論島漁業集落 代表者 鬼塚 寿文



(別紙)



- ① 事故等発見者（以下「発見者」という）は、管理担当者に連絡する。
- ② 管理担当者は、管理責任者に連絡し、対応について指示を仰ぐ。
- ③ 管理責任者は、管理担当者に対応を指示する。
- ④ 管理担当者は、その指示内容を発見者及び構成員に伝える。
緊急の必要がある場合は、海上保安部及び奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という）及び市町村に連絡する。
- ⑤ 管理担当者は、海上保安部、委員会及び市町村から指示を受けた場合は、その指示に従い、管理責任者及び構成員と連携して対応する。
- ⑥ 発見者及び構成員は、管理担当者の指示に従い、事故被害の復旧（流失中層魚礁の搜索含む）を行う。
- ⑦ 発見者及び構成員は、事故被害の復旧に係る対応結果を管理担当者に報告する。
- ⑧ 管理担当者は事故等の対応状況及び対応結果を管理責任者に報告する。
- ⑨ 中層魚礁が流失した場合は、委員会指示に従い、海上保安部及び委員会に届出を行うとともに、市町村にも報告する。

令和4年10月25日

与論町漁業協同組合 殿

大島郡与論町茶花241-4

離島漁業再生支援交付金事業

与論島漁業集落

代表 鬼塚 寿文



平素より当集落の事業運営並びに活動につきまして、格段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和4年度事業で中層型浮魚礁の設置を計画しておりますので、ご同意して頂きますよう宜しくお願いいたします。

記

10. 目的 浮魚礁を設置し、漁業振興と漁家経営の安定を図る。

11. 設置位置 (水深: 80~100m)

<世界測地系>北緯 27° 01' 323"、東経 128° 28' 876"

北緯 27° 00' 159"、東経 128° 30' 000" (計2基)

別紙 位置図参照

12. 設置期間 令和4年12月以降(奄美海区漁業調整委員会承認後)～

同意書

上記について下記条件を付して同意します。

条件

流失防止の為の管理を行う事

令和

平成44年10月31日

鹿児島県大島郡与論町茶花241-4

与論町漁業協同組合

氏名 代表理事組合長 西 武 雄



令和4年10月25日

沖永良部島漁業協同組合 殿

大島郡与論町茶花241-4

離島漁業再生支援交付金事業

与論島漁業集落

代表 鬼塚 寿文



平素より当集落の事業運営並びに活動につきまして、格段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和4年度事業で中層型浮魚礁の設置を計画しておりますので、ご同意して頂きますよう宜しくお願いいたします。

記

7. 目的 浮魚礁を設置し、漁業振興と漁家経営の安定を図る。
8. 設置位置 (水深: 80~100m)
＜世界測地系＞北緯 27° 01' 323"、東経 128° 28' 876"
北緯 27° 00' 159"、東経 128° 30' 000" (計2基)
別紙 位置図参照
9. 設置期間 令和4年12月以降 (奄美海区漁業調整委員会承認後) ~

同意書

上記について下記条件を付して同意します。

条件

特にありません

令和4年11月11日
沖永良部島漁業協同組合 代表理事組合長 東 善一郎

氏名

印

沖永良部島漁業協同組合

代表理事組合長 東 善一郎



令和 4 年 10 月 25 日

マルエーフェリー株式会社 殿

大島郡与論町茶花 2 4 1 - 4

離島漁業再生支援交付金事業

与論島漁業集落

代表 鬼塚 寿文



平素より当集落の事業運営並びに活動につきまして、格段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和 4 年度事業で中層型浮魚礁の設置を計画しておりますので、ご同意して頂きますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 目 的 浮魚礁を設置し、漁業振興と漁家経営の安定を図る。
2. 設置位置 (水深: 80~100m)
＜世界測地系＞北緯 27° 01' 323"、東経 128° 28' 876"
北緯 27° 00' 159"、東経 128° 30' 000" (計 2 基)
別紙 位置図参照
3. 設置期間 令和 4 年 1 2 月以降 (奄美海区漁業調整委員会承認後) ~

同 意 書

上記について下記条件を付して同意します。

条 件 特記事項 無し

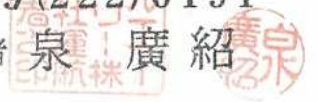
令和

平成 4 年 11 月 1 日

〒892-0835 鹿児島市城南町45番地1号
奄美・沖縄フェリーターミナル1階

氏 名 マルエーフェリー株式会社
TEL099 (222) 0191

運航管理者 泉 廣 紹



令和 4 年 10 月 25 日

マリックスライン株式会社 殿

大島郡与論町茶花 2 4 1 - 4

離島漁業再生支援交付金事業

与論島漁業集落

代表 鬼塚 寿文



平素より当集落の事業運営並びに活動につきまして、格段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和 4 年度事業で中層型浮魚礁の設置を計画しておりますので、ご同意して頂きますよう宜しくお願いいたします。

記

4. 目 的 浮魚礁を設置し、漁業振興と漁家経営の安定を図る。
5. 設置位置 (水深: 80~100m)
＜世界測地系＞北緯 27° 01' 323"、東経 128° 28' 876"
北緯 27° 00' 159"、東経 128° 30' 000" (計 2 基)
別紙 位置図参照
6. 設置期間 令和 4 年 1 2 月以降 (奄美海区漁業調整委員会承認後) ~

同 意 書

上記について下記条件を付して同意します。

条 件

特にありません。

令和 4 年 10 月 28 日

マリックスライン株式会社

氏 名 運航管理者 上村光広





十 奄 交 第 2 2 1 号

令和4年11月29日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

奄美海上保安部長



浮漁礁敷設に伴う協議について（回答）

令和4年11月18日付、奄海委第34号により協議のありました件については、下記事項を厳守して頂くことにより、航行安全上特に支障はありません。

記

- 1 「浮漁礁敷設承認申請書」に記載の設置位置、管理体制及び流失防止対策を厳守し適正な管理を行う。
- 2 敷設物件に管理者名及び連絡先を表示する。

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第1－3号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月17日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 敷設の承認等

(1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

(2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。

(3) 平成29年3月17日奄美大島海区漁業調整委員会指示第28－1号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

浮魚礁敷設承認取扱要領

(承認の対象者)

第1 浮魚礁の敷設承認（以下「敷設承認」という。）の対象者は次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(承認の申請)

第2 敷設承認を受けようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

- (1) 敷設位置図
- (2) 浮魚礁構造図
- (3) 標識灯の一般仕様書
- (4) 関係漁業協同組合（隣接する漁業協同組合を含む。）の同意書
- (5) 船舶会社の同意書
- (6) その他委員会が特に必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

(海上保安部との協議)

第3 委員会は、敷設承認に当たっては、所轄の海上保安部に対し、申請のあった浮魚礁について支障がないか協議するものとする。

(公聴会の開催)

第4 委員会は、第1に規定する者から敷設承認の申請があった場合において、関係者の意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催することがある。

(承認証の交付)

第5 委員会は、敷設承認に当たっては、別に定める浮魚礁敷設承認に係る審査基準により審査するものとし、敷設承認をしたときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付しなければならない。

(承認期間)

第6 浮魚礁の敷設承認期間は、3年以内とする。

(敷設場所の変更)

第7 委員会は、敷設承認に当たり、当該浮魚礁が漁業調整上又は船舶の航行上支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置を変更することを条件として承認することがある。

(承認の制限又は条件)

第8 敷設承認に当たっては、敷設承認を受けた者に対し、次の制限又は条件を付す。

- (1) 浮魚礁（中層魚礁を除く。）には、昼夜を問わずレーダー及び目視により航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならないこと。
- (2) 浮魚礁の敷設作業に当たっては、事前に浮魚礁敷設作業届（別記第3号様式）を、また、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届（別記第4号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (3) 浮魚礁の流失防止のため、定期的に見回りを実施する等保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならないこと。
- (4) 敷設した浮魚礁が流失した場合は浮魚礁流失届（別記第5号様式）を、また、流失した浮魚礁を補充する場合は浮魚礁補充届（別記第6号様式）を所管の海上保安部及び委員会に提出しなければならないこと。
- (5) 毎年度終了後翌月末までに浮魚礁利用実績報告書（別記第7号様式）を委員会に報告しなければならないこと。

(承認の変更又は取り消し)

第9 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、又は制限若しくは条件を付することがある。

2 委員会は、敷設者が敷設承認の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、当該敷設承認を取り消すことがある。

(取扱要領の改正)

第10 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和5年3月31日限りその効力を失う。